

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年4月9日
【報告者の名称】	株式会社ソラスト
【報告者の所在地】	東京都港区港南二丁目15番3号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南二丁目15番3号
【電話番号】	(03) 3450 - 2610
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理本部長 横田 諭
【縦覧に供する場所】	株式会社ソラスト (東京都港区港南二丁目15番3号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「当社」とは、株式会社ソラストをいいます。
- (注2) 本書中の「公開買付者」とは、MP-2605株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注7) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含みます。以下「米国1934年証券取引所法」といいます。）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書に含まれる全ての財務情報は、日本の会計基準に基づいて作成されており、米国の会計基準に基づくものでなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報の内容と同等とは限りません。また、公開買付者及び当社は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人又はその役員に対して米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人又はその役員に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- (注8) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注9) 本書中の記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933）（その後の改正を含みます。）第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者、当社又はそれらの関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを保証するものではありません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、当社又はそれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。
- (注10) 公開買付者、公開買付者（その関連者を含みます）及び当社、大東建託株式会社（以下「大東建託」といいます。）の各ファイナンシャル・アドバイザー、並びに公開買付代理人（それらの関連者を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制その他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e - 5条(b)項の要件に従い、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間中に、当社の普通株式を自己又は顧客の勘定で取得する若しくはそのような取得に関連する行為を行う可能性があります。その場合、市場取引によって市場価格で売買される場合や、市場外の交渉で決まった価格で売買される場合があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者のウェブサイトにおいても（又はその他の開示方法をもって米国でも）英文で開示が行われます。

1【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

2026年3月25日付で提出いたしました意見表明報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の10第8項において準用する法第27条の8第1項及び第2項の規定に基づき、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

(7) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

本取引合意

() その他

当社従業員持株会による本従業員持株会継続保有に対する賛同

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

(訂正前)

公開買付者は、当社の代表取締役社長である野田亨氏（以下「野田氏」といいます。）が代表取締役を務めている、2026年2月10日に設立された株式会社であり（注1）、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場に上場している当社株式（以下「当社株式」といいます。）を取得及び所有することにより、当社株式を非公開化することを目的とした一連の取引（以下「本取引」といいます。）を実施し、その後当社の事業を支配及び管理することを主たる目的としているとのことです。

本公開買付けは、以下に詳述するとおり、マネジメント・バイアウト（MBO）（注2）の一環として、当社取締役会の賛同のもと、友好的に当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式、不応募合意株式（以下に定義します。）、及び当社の従業員持株会（以下「当社従業員持株会」といいます。）が本従業員持株会継続保有（以下に定義します。以下同じです。）に賛同した場合における従業員持株会保有株式（以下に定義します。）を除きます。）を取得するために実施されとのことです。

<中略>

(注4) 本取引後、野田氏は、本再出資（以下に定義します。以下同じです。）を通じて公開買付者祖父母会社の所有株式数を増加させる予定であるとのことです。なお、本再出資の具体的な条件は未定ですが、本再出資後における、野田氏の公開買付者祖父母会社に係る所有割合は0.5%未満となる想定です。また、公開買付者は、当社従業員持株会についても本三角株式交換（以下に定義します。以下同じです。）を通じて公開買付者祖父母会社の（共同）株主となっただけのための一連の手に係る提案を行う予定であるとのことです。、詳細は後述いたします。

(注5) 「所有割合」とは、当社が2026年3月13日に提出した自己株券買付状況報告書に記載された2026年2月28日現在の当社の発行済株式総数（94,741,793株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（4,050,569株）を控除した株式数（90,691,224株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じです。）をいいます。なお、野田氏は本野田氏保有譲渡制限付株式のほか、当社の役員持株会を通じて間接的に当社株式24,121株を有しており、それらを併せた野田氏の所有する当社株式は116,586株（所有割合：0.13%）となります。

<中略>

なお、公開買付者らは、以下に詳述するとおり、本公開買付けの公表日において、当社の従業員をその会員とする当社従業員持株会に対し、本従業員持株会継続保有を提案する予定とのことです。当社従業員持株会がこれに賛同した場合には、本スクイーズアウト手続後に、当社従業員持株会は、MBKファンド、野田氏とともに、公開買付者祖父母会社を通じた当社への出資を継続することとなるとのことです。

<中略>

また、本公開買付けに際し、公開買付者は、2026年3月24日付で、2025年9月30日現在において当社の筆頭株主である大東建託（所有株式数：31,805,100株、所有割合：35.07%）との間で、大東建託が所有する当社株式の全て（以下「不応募合意株式」といいます。）について、本公開買付けに応募しないこと、本臨時株主総会（下記「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」において定義します。以下同じです。）において、大東建託が所有する全ての当社株式に関して、本株式併合に関する議題に賛成すること、また、本株式併合の効力発生後に当社が実施する本自己株式取得（以下に定義します。以下同じです。）に応じて大東建託が所有する不応募合意株式の全てを売却すること等を内容に含む取引合意書（以下「本取引合意」といいます。）を締結しているとのことです。

<中略>

さらに、公開買付者は、当社の従業員に対し、当社の企業価値向上に向けた共通のインセンティブをより多く有してもらうことを企図し、2025年9月30日現在において、第5位株主である当社従業員持株会（所有株式数：2,382,144株、所有割合：2.63%。なお、当社従業員持株会からの退会者が生じる等により、この所有割合は変動する可能性があります。）に対し、本公開買付けの公表日において、大要以下のとおり、当社株式（又は公開買付者祖父母会社の株式）の継続保有に係るアレンジメントを提案したとのことです。もっとも、本書提出日現在では、当該アレンジメントについて、当社従業員持株会と未協議であるため、詳細は未定であるとのことです（以下、当該アレンジメントを「本従業員持株会継続保有」といいます。）。

- ・当社従業員持株会が所有する当社株式の全て（以下「従業員持株会保有株式」といいます。）について、本公開買付けに応募しないこと、並びに会員による拋出及び当社従業員持株会による定期買付が停止されること
- ・第2回株式併合（以下に定義します。）が実施される場合には、それに先立ち、本貸株（以下に定義します。）を実施すること
- ・本スクイーズアウト手続後、本三角株式交換を実施すること

当社従業員持株会が本従業員持株会継続保有に賛同した場合、その旨及び関連する事項について、公開買付届出書に係る訂正届出書を提出する予定とのことです。当該提出の時期については、2026年4月中旬を見込んでいるとのことです。なお、仮に当社従業員持株会が本従業員持株会継続保有に賛同しなかった場合、本三角株式交換は実施されない予定であるとのことです。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、本公開買付けに応じて応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（注7）（28,530,600株（所有割合：31.46%））に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。

他方、上記のとおり、本公開買付けは、当社株式の非公開化を目的としておりますので、買付予定数の上限は設定しておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限（28,530,600株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。

（注7） 買付予定数の下限（28,530,600株）は、当社の議決権数（当社が2026年3月13日に提出した自己株券買付状況報告書に記載された2026年2月28日現在の当社の発行済株式総数（94,741,793株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（4,050,569株）を控除した株式数（90,691,224株）に係る議決権の数である（906,912個）に3分の2を乗じた数（604,608個）から不応募合意株式（31,805,100株）に係る議決権数（318,051個）及び当社の取締役に対して譲渡制限付株式報酬として付与された当社の本譲渡制限付株式（注8）（125,241株）に係る議決権数（1,251個）を控除した議決権数に100を乗じた数（28,530,600株）を設定しているとのことです。かかる買付予定数の下限を設定したのは、本公開買付けにおいて、公開買付者は、当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式、不応募合意株式及び当社従業員持株会が本従業員持株会継続保有に賛同した場合の従業員持株会保有株式を除きます。）を取得出来なかった場合には、本公開買付けの成立後、当社に対して、下記「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社の株主を公開買付者、大東建託及び当社従業員持株会が本従業員持株会継続保有に賛同した場合の当社従業員持株会（以下「残存予定株主」と総称します。）のみとするための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）を実施することを要請する予定であるところ、本スクイーズアウト手続として本株式併合の実施を想定しているため、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本スクイーズアウト手続の実施を確実に遂行すべく、本公開買付け後に残存予定株主が当社の総株主の総議決権数の3分の2以上を所有することとなるようにするためであるとのことです。なお、買付予定数の下限の計算においては、本従業員持株会継続保有について当社従業員持株会と未協議であるため、従業員持株会保有株式に係る議決権数は控除していないとのことです。また、本株式併合後において、当社に残存予定株主以外の株主が存在する場合は（以下、当該株主を「多数保有株主」といいます。）、当社において有価証券報告書提出義務の免除を受けた後、また、本自己株式取得を行った上で、公開買付者及び当社従業員持株会が本従業員持株会継続保有に賛同した場合の当社従業員持株会は、本スクイーズアウト手続の一環として、当社従業員持株会が貸主、公開買付者が借主となり、所有する当社株式の全てを公開買付者に貸し出した上で、再度当社株式の併合（以下「第2回株式併合」といいます。）を行い、第2回株式併合の効力発生後、公開買付者が当該借り受けた当社株式を当社従業員持株会に返還する取引（当該貸出し及び返還の取引を以下「本貸株」といいます。）を通じて、当社の株主を公開買付者及び当社従業員持株会のみとするための手続を実施することを予定しているとのことです。なお、貸株料等の本貸株の条件は本書提出日現在未定とのことです。また、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）に相当する買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する一般株主の皆様の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）に相当する買付予定数の下限は設定していないとのことです。

<中略>

最後に、当社従業員持株会が本従業員持株会継続保有に賛同した場合は、本スクイーズアウト手続及び本自己株式取得の完了を条件として、また、当社において有価証券報告書提出義務の免除を受けた上で、公開買付者及び当社従業員持株会は、当社従業員持株会が当社株式を公開買付者に譲渡し、その対価として、公開買付者祖父会社のA種類株式（以下「本A種類株式」といいます。）を受け取ることを目的とした三角株式交換（具体的には、公開買付者を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とし、株式交換の対価を公開買付者が所有する本A種類株式とした上で、これを株式交換の実施時点における当社の株主である当社従業員持株会に対して交付する株式交換を指します。以下「本三角株式交換」といいます。また、対価を種類株式としている理由は、当社従業員持株会が所有することになる公開買付者祖父会社の株式に関しては、本三角株式交換の実施以降に当社従業員持株会からの退会者が生じた場合等に対応するために必要な取得条項等の内容を定めるために、普通株式とは異なる仕組みを設定する必要があることによるとのことです。）を実施し、当社従業員持株会

とMBKファンドとの間で公開買付け者祖父母会社に係る株主間契約を締結する予定であるところ、その内容は本書提出日現在未定であるとのことですが、今後当社従業員持株会と協議しながら決定する予定であるとのことです。なお、本三角株式交換の具体的な日程については本書提出日現在未定であるとのことです（注10）。さらに、本A種類株式の内容は本書提出日現在未定であるとのことですが、基本的には普通株式と同じ内容とした上で、本三角株式交換の実施以降に当社従業員持株会からの退会者が生じた場合等に対応するために必要な取得条項等の内容を今後当社従業員持株会と協議しながら決定する予定であるとのことです。

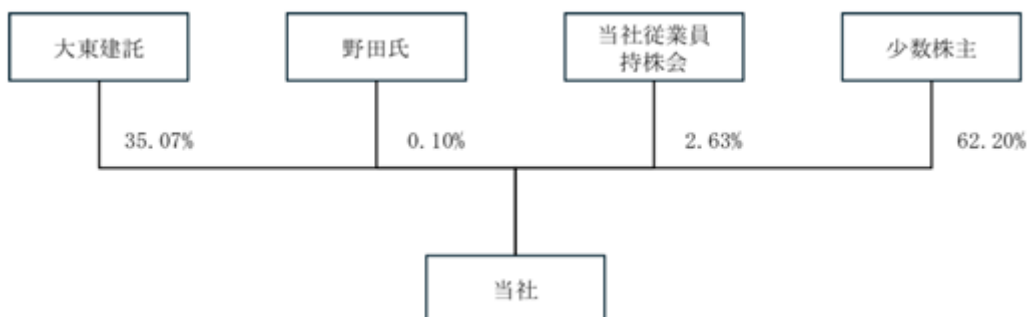
（注10） 本三角株式交換は、当社従業員持株会による本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであり、本三角株式交換の株式交換比率を定めるにあたっては、公開買付け価格の均一性の趣旨に反しないよう、当社株式の価値は本公開買付け価格を上回らない価格で評価（但し、本株式併合における当社株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定であるとのことです。）の上で、本公開買付け価格よりも有利な条件とならない株式交換比率を設定するとのことです。なお、本三角株式交換は、当社従業員持株会として一体的に当社株式を継続保有することで、当社従業員の中長期的な経営参画意識を維持・強化するとともに、マネジメント・バイアウト（MBO）後の事業運営の安定性を確保することを企図するものであるとのことです。また、野田氏による再出資の条件は本書提出日現在未定であり、かつ、当社従業員持株会が本従業員持株会継続保有に賛同した場合であっても、当社従業員持株会から退会者が生じる等により、当社従業員持株会の当社株式の所有割合は変動する可能性があり、ひいては本三角株式交換実施時に当社従業員持株会が所有する公開買付け者祖父母会社の株式数も変動し得ることから、本三角株式交換後の所有割合を特定することができず、以下のスキーム図等において、本三角株式交換後については、公開買付け者祖父母会社の各株主に係る所有割合の記載を省略しているとのことです。

現在想定されている、本取引の各手続の概要は以下のとおりとのことです。

[本取引のスキーム図]

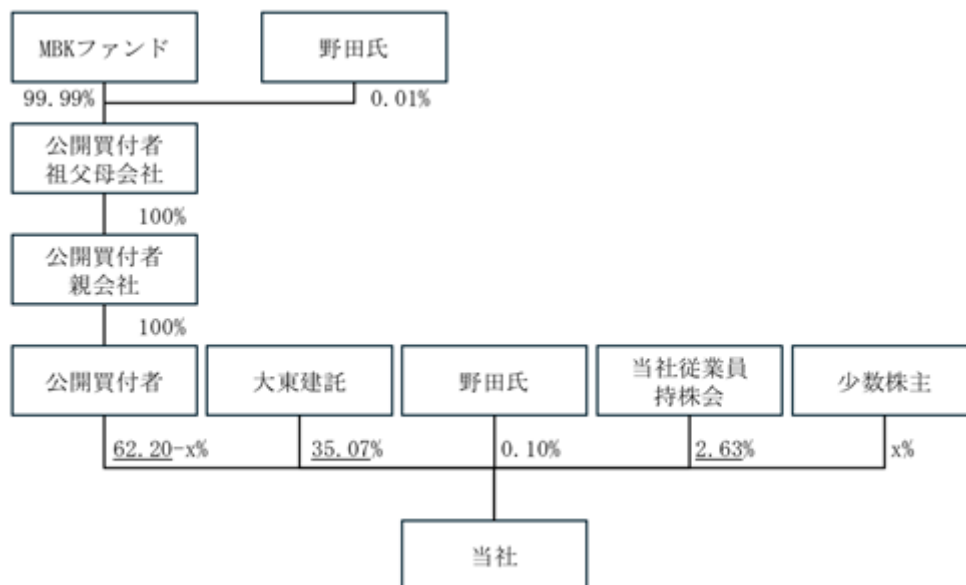
1 本公開買付けの実施前（本書提出日現在）

2026年2月28日時点において、大東建託が当社株式31,805,100株（所有割合：35.07%）、野田氏が92,465株（所有割合：0.10%）、当社従業員持株会が2,382,144株（所有割合：2.63%）、少数株主が56,411,515株（所有割合：62.20%）を所有。



2 本公開買付けの成立後（2026年5月中旬）

公開買付者は、当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式、不応募合意株式、当社従業員持株会が本従業員持株会継続保有に賛同した場合の従業員持株会保有株式を除きます。）を対象に本公開買付けを実施。本公開買付け価格は1,119円。



（注11） 公開買付者祖父母会社に係るMBKファンドの所有割合は、小数点以下第三位を四捨五入した場合に100.00%となりますが、便宜上99.99%と表記しているとのことです。以下、「3 本スキーズアウト手続（本株式併合後）（2026年8月上旬）（予定）」においても同じです。

（注12） 当社従業員持株会が本従業員持株会継続保有に賛同しなかった場合、本スキーズアウト手続を経て、公開買付者と大東建託のみが当社の株主となる予定であるとのことです。その後、本自己株式取得により、公開買付者のみが当社の株主となり、本再出資は行われますが、本三角株式交換は実施しないとのことです。

3 本スキーズアウト手続（本株式併合後）（2026年8月上旬）（予定）

公開買付者は、本公開買付けにおいて、当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式、不応募合意株式及び当社従業員持株会が本従業員持株会継続保有に賛同した場合の従業員持株会保有株式を除きます。）を取得できなかった場合は、本公開買付けの成立後、当社に対して本株式併合の手続の実行を要請し、当社の株主を残存予定株主のみとするための一連の手続を実施。

< 中略 >

4 本再出資（未定）

当社株式が上場廃止となり、本株式併合の効力発生後に、野田氏が公開買付者祖父母会社に対して、本スキーズアウト手続を通じて取得した対価の範囲内で、その一部を出資。

< 中略 >

5 本資金提供、本減資等、本自己株式取得（2026年8月上旬）（予定）

本自己株式取得を実行するための資金を確保すること及び本自己株式取得を実行するための分配可能額を確保することを目的とする本資金提供及び本減資等の実施、並びに本公開買付けの成立及び本スキーズアウト手続の効力発生を条件として当社による不応募合意株式の取得を目的とした本自己株式取得の実施。なお、本貸株を行った上で、第2回株式併合を実施する場合、本株式併合の効力発生後に本資金提供、本減資等及び本自己株式取得を実施。

< 中略 >

6 本三角株式交換（未定）

本スキーズアウト手続及び本自己株式取得の完了を条件として、公開買付者及び当社従業員持株会は、当社従業員持株会が当社株式を公開買付者に譲渡し、その対価として、公開買付者が所有する公開買付者祖父母会社のA種種類株式を受け取ることを目的とした本三角株式交換の実施。

< 中略 >

（注14） 当社従業員持株会が本従業員持株会継続保有に賛同しなかった場合、本三角株式交換は実施しないとのことです。

7 本三角株式交換実施後（未定）

本三角株式交換実施後、公開買付者祖父母会社の株主はMBKファンド、野田氏及び当社従業員持株会となる予定。

<後略>

（訂正後）

公開買付者は、当社の代表取締役社長である野田亨氏（以下「野田氏」といいます。）が代表取締役を務めている、2026年2月10日に設立された株式会社であり（注1）、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場に上場している当社株式（以下「当社株式」といいます。）を取得及び所有することにより、当社株式を非公開化することを目的とした一連の取引（以下「本取引」といいます。）を実施し、その後当社の事業を支配及び管理することを主たる目的としているとのことです。

本公開買付けは、以下に詳述するとおり、マネジメント・バイアウト（MBO）（注2）の一環として、当社取締役会の賛同のもと、友好的に当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式、不応募合意株式（以下に定義します。）、及び従業員持株会保有株式（以下に定義します。）を除きます。）を取得するために実施されるとのことです。

<中略>

（注4）本取引後、野田氏は、本再出資（以下に定義します。以下同じです。）を通じて公開買付者祖父母会社の所有株式数を増加させる予定であるとのことです。なお、本再出資の具体的な条件は未定ですが、本再出資後における、野田氏の公開買付者祖父母会社に係る所有割合は0.5%未満となる想定です。また、当社の従業員持株会（以下「当社従業員持株会」といいます。）についても本三角株式交換（以下に定義します。以下同じです。）を通じて公開買付者祖父母会社の（共同）株主となる予定であるとのことですが、詳細は後述いたします。

（注5）「所有割合」とは、当社が2026年3月13日に提出した自己株券買付状況報告書に記載された2026年2月28日現在の当社の発行済株式総数から変更がない旨当社から報告を受けた2026年3月24日現在の当社の発行済株式総数（94,741,793株）から、（ ）同自己株券買付状況報告書に記載された同年2月28日現在の当社が所有する自己株式数（4,050,569株）、（ ）当社が同年3月24日に提出した「自己株式の取得中止および取得状況に関するお知らせ」に記載された同年3月1日から同年3月24日までに当社により取得された自己株式数（124,100株）並びに（ ）同年2月26日及び2月27日を約定日として取得した旨当社から報告を受けた自己株式数（16,500株。なお、この株式数は、上記（ ）及び（ ）のいずれにも含まれておりません。）の合計数（4,191,169株）を控除した株式数（90,550,624株。以下「本基準株式数」といいます。）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じです。）をいいます。なお、野田氏は本野田氏保有譲渡制限付株式のほか、当社の役員持株会を通じて間接的に当社株式24,655株を有しており、それらを併せた野田氏の所有する当社株式は117,120株（所有割合：0.13%）となります。

<中略>

なお、公開買付者らは、以下に詳述するとおり、本公開買付けの公表日において、当社の従業員をその会員とする当社従業員持株会に対し、本従業員持株会継続保有（以下に定義します。）を提案していたところ、当社従業員持株会は、2026年4月8日付でこれに賛同したとのことですので、本スクイズアウト手続後に、当社従業員持株会は、MBKファンド、野田氏とともに、公開買付者祖父母会社を通じた当社への出資を継続することとなるとのことです。

<中略>

また、本公開買付けに際し、公開買付者は、2026年3月24日付で、2025年9月30日現在において当社の筆頭株主である大東建託（所有株式数：31,805,100株、所有割合：35.12%）との間で、大東建託が所有する当社株式の全て（以下「不応募合意株式」といいます。）について、本公開買付けに応募しないこと、本臨時株主総会（下記「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」において定義します。以下同じです。）において、大東建託が所有する全ての当社株式に関して、本株式併合に関する議題に賛成すること、また、本株式併合の効力発生後に当社が実施する本自己株式取得（以下に定義します。以下同じです。）に応じて大東建託が所有する不応募合意株式の全てを売却すること等を内容に含む取引合意書（以下「本取引合意」といいます。）を締結しているとのことです。

<中略>

さらに、公開買付者は、当社の従業員に対し、当社の企業価値向上に向けた共通のインセンティブをより多く有してもらうことを企図し、2025年9月30日現在において、第5位株主である当社従業員持株会（2026年2月28日時点における所有株式数：2,382,144株、所有割合：2.63%。なお、当社従業員持株会からの退会者が生じる等により、この所有割合は変動する可能性がございます。）に対し、本公開買付けの公表日において、大要以下のとおり、当社株式（又は公開買付者祖父母会社の株式）の継続保有に係るアレンジメントを提案し、当社従業員持株会は、2026年4月8日付でこれに賛同したとのことですので（以下、当該アレンジメントを「本従業員持株会継続保有」といいます。）。

- ・当社従業員持株会が所有する当社株式の全て（以下「従業員持株会保有株式」といいます。なお、公開買付届出書の訂正届出書提出日現在において当社従業員持株会の所有株式数は2,321,240株、所有割合は2.56%とのことです。）について、本公開買付けに応募しないこと、並びに会員による拠出及び当社従業員持株会による定期買付が停止されること
- ・第2回株式併合（以下に定義します。）が実施される場合には、それに先立ち、本貸株（以下に定義します。）を実施すること
- ・本スクイーズアウト手続後、本三角株式交換を実施すること

公開買付者は、本公開買付けにおいて、本公開買付けに応じて応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（注7）（26,115,700株（所有割合：28.84%））に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。

他方、上記のとおり、本公開買付けは、当社株式の非公開化を目的としておりますので、買付予定数の上限は設定しておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限（26,115,700株）以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。

（注7） 買付予定数の下限（26,115,700株）は、当社の議決権数（本基準株式数に係る議決権の数である（905,506個）に3分の2を乗じた数（603,671個。小数点以下切り上げ。）から不応募合意株式（31,805,100株）に係る議決権数（318,051個）、従業員持株会保有株式に係る議決権数（23,212個）及び当社の取締役に対して譲渡制限付株式報酬として付与された当社の本譲渡制限付株式（注8）（125,241株）に係る議決権数（1,251個）を控除した議決権数に100を乗じた数（26,115,700株）を設定しているとのことです。かかる買付予定数の下限を設定したのは、本公開買付けにおいて、公開買付者は、当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式、不応募合意株式及び従業員持株会保有株式を除きます。）を取得出来なかった場合には、本公開買付けの成立後、当社に対して、下記「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社の株主を公開買付者、大東建託及び当社従業員持株会（以下「残存予定株主」と総称します。）のみとするための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）を実施することを要請する予定であるところ、本スクイーズアウト手続として本株式併合の実施を想定しているため、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本スクイーズアウト手続の実施を確実に遂行すべく、本公開買付け後に残存予定株主が当社の総株主の総議決権数の3分の2以上を所有することとなるようにするためであるとのことです。また、本株式併合後において、当社に残存予定株主以外の株主が存在する場合は（以下、当該株主を「多数保有株主」といいます。）、当社において有価証券報告書提出義務の免除を受けた後、また、本自己株式取得を行った上で、公開買付者及び当社従業員持株会は、本スクイーズアウト手続の一環として、当社従業員持株会が貸主、公開買付者が借主となり、所有する当社株式の全てを公開買付者に貸し出した上で、再度当社株式の併合（以下「第2回株式併合」といいます。）を行い、第2回株式併合の効力発生後、公開買付者が当該借り受けた当社株式を当社従業員持株会に返還する取引（当該貸出し及び返還の取引を以下「本貸株」といいます。）を通じて、当社の株主を公開買付者及び当社従業員持株会のみとするための手続を実施することを予定しているとのことです。なお、貸株料等の本貸株の条件は本書提出日現在未定とのことです。また、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）に相当する買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する一般株主の皆様の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）に相当する買付予定数の下限は設定していないとのことです。

<中略>

最後に、本スクイーズアウト手続及び本自己株式取得の完了を条件として、また、当社において有価証券報告書提出義務の免除を受けた上で、公開買付者及び当社従業員持株会は、当社従業員持株会が当社株式を公開買付者に譲渡し、その対価として、公開買付者祖父母会社のA種種類株式（以下「本A種種類株式」といいます。）を受け取ることを目的とした三角株式交換（具体的には、公開買付者を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とし、株式交換の対価を公開買付者が所有する本A種種類株式とした上で、これを株式交換の実施時点における当社の株主である当社従業員持株会に対して交付する株式交換を指します。以下「本三角株式交換」といいます。また、対価を種類株式としている理由は、当社従業員持株会が所有することになる公開買付者祖父母会社の株式に関しては、本三角株式交換の実施以降に当社従業員持株会からの退会者が生じた場合等に対応するために必要な取得条項等の内容を定めるために、普通株式とは異なる仕組みを設定する必要があることによるとのことです。）を実施し、当社従業員持株会とMBKファンドとの間で公開買付者祖父母会社に係る株主間契約を締結する予定であるところ、その内容は本書提出日現在未定であるとのことです。今後当社従業員持株会と

協議しながら決定する予定であるとのことです。なお、本三角株式交換の具体的な日程については本書提出日現在未定であるとのことです（注10）。さらに、本A種種類株式の内容は本書提出日現在未定であるとのことです。基本的には普通株式と同じ内容とした上で、本三角株式交換の実施以降に当社従業員持株会からの退会者が生じた場合等に対応するために必要な取得条項等の内容を今後当社従業員持株会と協議しながら決定する予定であるとのことです。

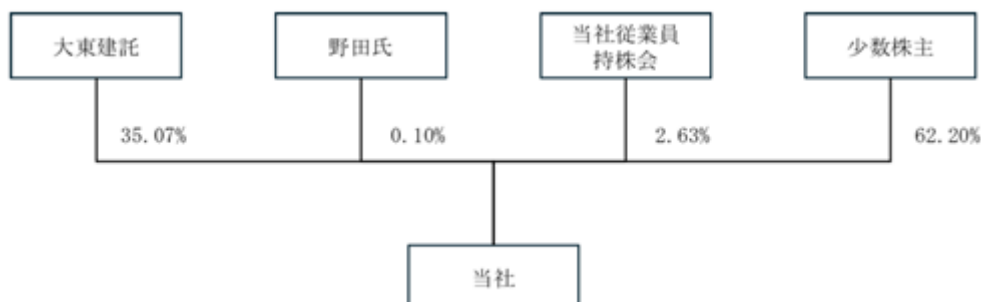
（注10） 本三角株式交換は、当社従業員持株会による本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであり、本三角株式交換の株式交換比率を定めるにあたっては、公開買付価格の均一性の趣旨に反しないよう、当社株式の価値は本公開買付価格を上回らない価格で評価（但し、本株式併合における当社株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定であるとのことです。）の上で、本公開買付価格よりも有利な条件とならない株式交換比率を設定するとのことです。なお、本三角株式交換は、当社従業員持株会として一体的に当社株式を継続保有することで、当社従業員の中長期的な経営参画意識を維持・強化するとともに、マネジメント・バイアウト（MBO）後の事業運営の安定性を確保することを企図するものであるとのことです。また、野田氏による再出資の条件は本書提出日現在未定であり、かつ、当社従業員持株会が本従業員持株会継続保有に賛同している公開買付届出書の訂正届出書提出日以降であっても、当社従業員持株会から退会者が生じる等により、当社従業員持株会の当社株式の所有割合は変動する可能性があり、ひいては本三角株式交換実施時に当社従業員持株会が所有する公開買付者祖父母会社の株式数も変動し得ることから、本三角株式交換後の所有割合を特定することができず、以下のスキーム図等において、本三角株式交換後については、公開買付者祖父母会社の各株主に係る所有割合の記載を省略しているとのことです。

現在想定されている、本取引の各手続の概要は以下のとおりとのことです。

[本取引のスキーム図]

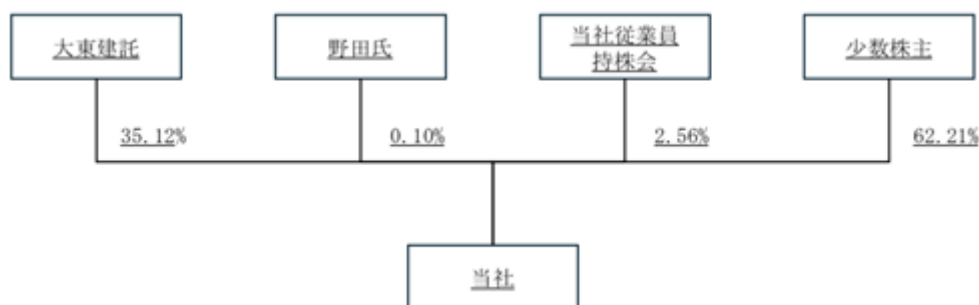
1 本公開買付けの実施前

2026年2月28日時点において、大東建託が当社株式31,805,100株（所有割合（注11）：35.07%）、野田氏が92,465株（所有割合：0.10%）、当社従業員持株会が2,382,144株（所有割合：2.63%）、少数株主が56,411,515株（所有割合：62.20%）を所有。



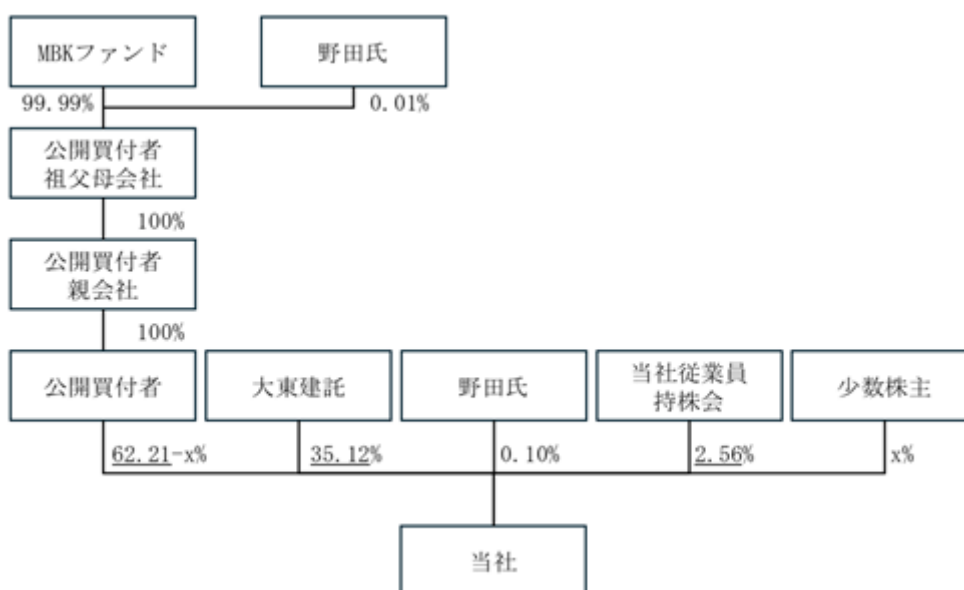
（注11） スキーム図1における「所有割合」とは、当社が2026年3月13日に提出した自己株券買付状況報告書に記載された2026年2月28日現在の当社の発行済株式総数（94,741,793株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（4,050,569株）を控除した株式数（90,691,224株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じです。）をいいます。なお、スキーム図2及びスキーム図3における「所有割合」とは、上記注5に定義されるものをいいます。

- 2 当社従業員持株会による本従業員持株会継続保有への合意後（公開買付届出書の訂正届出書提出日現在）
公開買付届出書の訂正届出書提出日現在において、大東建託が当社株式31,805,100株（所有割合：35.12%）、野田氏が92,465株（所有割合：0.10%）、当社従業員持株会が2,321,240株（所有割合：2.56%）、少数株主が56,331,819株（所有割合：62.21%）を所有。



- 3 本公開買付けの成立後（2026年5月中旬）

公開買付者は、当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式、不応募合意株式及び従業員持株会保有株式を除きます。）を対象に本公開買付けを実施。本公開買付価格は1,119円。



（注12） 公開買付者祖父母会社に係るMBKファンドの所有割合は、小数点以下第三位を四捨五入した場合に100.00%となりますが、便宜上99.99%と表記しているとのことです。以下、「4 本スキーズアウト手続（本株式併合後）（2026年8月上旬）（予定）」においても同じです。

- 4 本スキーズアウト手続（本株式併合後）（2026年8月上旬）（予定）

公開買付者は、本公開買付けにおいて、当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式、不応募合意株式及び従業員持株会保有株式を除きます。）を取得できなかった場合は、本公開買付けの成立後、当社に対して本株式併合の手続の実行を要請し、当社の株主を残存予定株主のみとするための一連の手続を実施。

< 中略 >

- 5 本再出資（未定）

当社株式が上場廃止となり、本株式併合の効力発生後に、野田氏が公開買付者祖父母会社に対して、本スキーズアウト手続を通じて取得した対価の範囲内で、その一部を出資。

< 中略 >

6 本資金提供、本減資等、本自己株式取得（2026年8月上旬）（予定）

本自己株式取得を実行するための資金を確保すること及び本自己株式取得を実行するための分配可能額を確保することを目的とする本資金提供及び本減資等の実施、並びに本公開買付けの成立及び本スクイーズアウト手続の効力発生を条件として当社による不応募合意株式の取得を目的とした本自己株式取得の実施。なお、本貸株を行った上で、第2回株式併合を実施する場合、本株式併合の効力発生後に本資金提供、本減資等及び本自己株式取得を実施。

< 中略 >

7 本三角株式交換（未定）

本スクイーズアウト手続及び本自己株式取得の完了を条件として、公開買付者及び当社従業員持株会は、当社従業員持株会が当社株式を公開買付者に譲渡し、その対価として、公開買付者が所有する公開買付者祖父母会社のA種種類株式を受け取ることを目的とした本三角株式交換の実施。

< 中略 >

8 本三角株式交換実施後（未定）

本三角株式交換実施後、公開買付者祖父母会社の株主はMBKファンド、野田氏及び当社従業員持株会となる予定。

< 後略 >

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

（訂正前）

公開買付者は、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「本公開買付けの概要」に記載のとおり、当社株式を非公開化する方針であり、本公開買付けにおいて、公開買付者が当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式、不応募合意株式及び当社従業員持株会が本従業員持株会継続保有に賛同した場合の従業員持株会保有株式を除くとのことです。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、当社において以下の手続の実施を要請する予定であるとのことです。

具体的には、会社法第180条に基づく当社株式に係る株式併合（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を当社に要請する予定であるとのことです。公開買付者は、当社の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本決済開始日の近接する日（本書提出日現在において、2026年5月中旬を予定しているとのことです。）が本臨時株主総会の基準日となるように、基準日設定公告を行うことを要請する予定であるとのことです。当社は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定です。なお、公開買付者及び大東建託は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定であるとのことです。また、本書提出日現在においては、本臨時株主総会の開催日は、2026年7月上旬を予定しているとのことです。

< 後略 >

（訂正後）

公開買付者は、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「本公開買付けの概要」に記載のとおり、当社株式を非公開化する方針であり、本公開買付けにおいて、公開買付者が当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式、不応募合意株式及び従業員持株会保有株式を除くとのことです。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、当社において以下の手続の実施を要請する予定であるとのことです。

具体的には、会社法第180条に基づく当社株式に係る株式併合（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を当社に要請する予定であるとのことです。公開買付者は、当社の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本決済開始日の近接する日（本書提出日現在において、2026年5月中旬を予定しているとのことです。）が本臨時株主総会の基準日となるように、基準日設定公告を行うことを要請する予定であるとのことです。当社は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定です。なお、公開買付者、大東建託及び当社従業員持株会は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定であるとのことです。また、本書提出日現在においては、本臨時株主総会の開催日は、2026年7月上旬を予定しているとのことです。

< 後略 >

(7) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

本取引合意

() その他

(訂正前)

< 前略 >

このほか、本取引合意においては、公開買付者が本公開買付けを開始する前提条件、かかる前提条件の充足を条件として公開買付者が本公開買付けを実施する義務、契約上の義務又は表明保証事項（注2）の違反が生じた場合の補償義務、秘密保持義務及び契約上の地位又は権利義務の譲渡禁止義務を合意しているとのことです。なお、公開買付者は、大東建託の事前の書面による承諾がない限り、本公開買付けの買付予定数の下限の変更を行うことができないものとされているとのことです（当社従業員持株会が本従業員持株会継続保有に賛同した場合における従業員持株会保有株式の数の範囲で下限を引き下げの場合を除くとのことです。）。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

このほか、本取引合意においては、公開買付者が本公開買付けを開始する前提条件、かかる前提条件の充足を条件として公開買付者が本公開買付けを実施する義務、契約上の義務又は表明保証事項（注2）の違反が生じた場合の補償義務、秘密保持義務及び契約上の地位又は権利義務の譲渡禁止義務を合意しているとのことです。なお、公開買付者は、大東建託の事前の書面による承諾がない限り、本公開買付けの買付予定数の下限の変更を行うことができないものとされているところ、2026年4月2日付で当該承諾を取得しているとのことです（当社従業員持株会が本従業員持株会継続保有に賛同した場合における従業員持株会保有株式の数の範囲で下限を引き下げの場合には当該承諾の取得を要しない旨定められていたとのことですが、公開買付届出書の訂正届出書による下限の引き下げは、それに加えて2026年3月1日から同年3月24日までの当社による自己株式取得並びに同年2月26日及び2月27日を約定日とする自己株式取得を考慮しており、当該範囲を超えるものですので、原則どおり当該承諾を取得しているとのことです。）。

< 中略 >

当社従業員持株会による本従業員持株会継続保有に対する賛同

公開買付者は、当社従業員持株会に対し、本公開買付けの公表日である2026年3月24日において、本従業員持株会継続保有を提案し、当社従業員持株会は、2026年4月8日付でこれに賛同したとのことです。詳細については、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「本公開買付けの概要」をご参照ください。